

経 済 産 業 省

官 印 省 略  
番 年 月 号  
年 月 日

経済産業大臣 殿

電力・ガス取引監視等委員会委員長

特定小売供給約款以外の供給条件の認可について（回答）

平成29年7月31日付け20170731資第3号により貴職から当委員会に意見を求められた特定小売供給約款以外の供給条件の認可については、認可することに異存はありません。

# 経済産業省

官 印 省 略  
20170731 資 第 3 号  
平成 2 9 年 7 月 3 1 日

電力・ガス取引監視等委員会委員長 殿

経済産業大臣

## 特定小売供給約款以外の供給条件の認可について

電気事業法等の一部を改正する法律（平成 2 6 年法律第 7 2 号）附則第 1 6 条第 3 項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧電気事業法第 6 6 条の 1 0 第 1 項第 3 号の規定に基づき、別添の申請に係る同法第 2 1 条第 1 項ただし書に規定する特定小売供給約款等以外の供給条件の認可について、貴委員会の意見を求めます。

# 特定小売供給約款以外の供給条件認可申請書

東北電営料第3号

平成29年7月31日

経済産業大臣 世 耕 弘 成 殿

仙台市青葉区本町一丁目7番1号

東北電力株式会社

取締役社長 原田 宏哉

平成26年改正法附則第16条第3項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧電気事業法第21条第1項の規定により、次のとおり特定小売供給約款以外の供給条件の認可を受けたいので申請します。

料金その他の供給条件の内容	別紙に記載したとおりであります。
実施期日および実施期間	「料金その他の供給条件の内容」の各項によります。

料金その他の供給条件の内容ならびに実施期日および実施期間

平成 29 年 7 月 22 日からの大雨により、当社供給区域内のお客さまに多大な被害が発生し、秋田県大仙市に災害救助法が適用された。

このため、秋田県大仙市および隣接市町村※において被災されたお客さまから申出があった場合には、次の供給条件を適用するものとする。

※ 隣接市町村は、以下の 6 市町村。

秋田県:秋田市, 横手市, 由利本荘市, 仙北市, 仙北郡美郷町

岩手県:和賀郡西和賀町

- 1 被災されたお客さまの平成 29 年 6 月(支払期日が平成 29 年 7 月 22 日以降となるものに限る。), 平成 29 年 7 月および 8 月分の電気料金の支払期日(検針日の翌日から 30 日目)を各々 1 か月間延長する。
2. 被災されたお客さまが被災時から引続き全く電気を使用しない場合には、そのお客さまの被災日が属する調定月の次の調定月から 6 か月間に限り、電気料金を免除する。
- 3 被災されたお客さまが被災時から引続き全く電気を使用しないで、需給契約を廃止し、その後新たに電気の使用申込みを行なった場合で、その申込みが平成 30 年 1 月末日までに行なわれ、かつ、その申込みが次のいずれにも該当するときは、その工事費負担金を免除する。
  - (1) 需給契約の契約種別が被災時の需給契約における契約種別と同一であること。
  - (2) 契約負荷設備, 契約電流, 契約容量もしくは契約電力が、被災時の需給契約の契約負荷設備, 契約電流, 契約容量もしくは契約電力をこえないこと。
- 4 被災されたお客さまが被災後、臨時電灯または臨時電力の申込みを行なった場合で、その申込みが平成 30 年 1 月末日までに行なわれたときは、その臨時工事費を免除する。
- 5 従量電灯 C, 臨時電灯 C, 公衆街路灯 B, 低圧電力, 臨時電力, 農事用電力の被災されたお客さまで、電気設備が災害のため復旧まで一時使用不能となったものについては、平成 30 年 1 月末日までの間は、その使用不能設備に相当する基本料金を免除する。
- 6 被災されたお客さまが被災後、引込線, 計量器, その付属装置, 区分装置および電流制限器の取付位置の変更申込みを行なった場合で、その申込みが平成 30 年 1 月末日までに行なわれ、かつ、その供給方法が被災時の供給方法と同一であるときは、原則として、その初回の工事に要した費用を免除する。

以 上

(添付書類)

電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省令第26条の規定に基づく添付書類

(電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省令第26条第1号)

特定小売供給約款以外の供給条件による供給を必要とする理由

(電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省令第26条第1号)

特定小売供給約款以外の供給条件による供給を必要とする理由

## 特定小売供給約款以外の供給条件による供給を必要とする理由

平成 29 年 7 月 22 日からの大雨により、当社供給区域内のお客さまに多大な被害が発生し、秋田県大仙市に災害救助法が適用されました。

このため、災害救助法が適用された秋田県大仙市および隣接市町村において被災されたお客さまに対し、平成 26 年改正法附則第 16 条第 3 項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧電気事業法第 21 条第 1 項の規定にもとづき、特定小売供給約款以外の供給条件を設定したく申請するものであります。

以 上